

# 花やぐまち助成事業実施要綱

制 定 令和2年12月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、自発的かつ実践的な緑化活動を行う団体に対して、公益財団法人横浜市緑の協会が花苗・球根・種子（以下「花苗等」という。）及び園芸用資材等の助成を行うことにより、市民が花と緑を育てることを通して地域での花と緑あふれる街づくりへの参加と実践を推進するとともに、市内産花苗等を活用することにより、市内花き産業の振興を図ることを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 前条の目的を達成するため、この要綱に基づく助成を受けることができるのは、以下のすべての要件を満たす団体（以下「団体」という。）とする。

- 1 よこはま緑の推進団体に登録し、かつ活動を継続できる団体
- 2 公開性の高い場所において、土地所有者等の承諾を得て花壇等を設置し、適切に維持管理を行うことができる団体

## (助成の種類及び方法)

第3条 助成は以下の方法で行う。

- 1 花苗等の助成は、1団体につき春季及び秋季の年2回とし、毎年度予算の範囲内において行う。花苗等は現物を直接支給し、助成を受ける団体は、花苗等の現物支給に係る経費の1/2を負担する。なお、花苗等の内容及び数量は別表のとおりとする。
- 2 園芸用資材等の助成は、園芸用資材引換券の配布により、毎年度予算の範囲内において行う。

## (助成の申込)

第4条 助成の申込は以下の方法で行う。

- 1 花苗等の助成を受けようとする団体は、花苗等助成申込書（第1号様式）を公益財団法人横浜市緑の協会理事長（以下「理事長」という。）に提出する。
- 2 園芸用資材等の助成を受けようとする団体は、園芸用資材引換券申込書（第2号様式）を理事長に提出する。

## (助成の決定)

第5条 理事長は、前条による申込書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは助成を決定し、その旨を花苗等助成決定通知書（第3号様式）、園芸用資材引換券配布決定通知書（第4号様式）により通知する。

## (報告)

第6条 前条により花苗等の助成を受けた団体は、毎年度末までに、よこはま緑の推進団体活動状況報告・登録更新申請書（よこはま緑の推進団体育成事業実施要綱第2号様式）に花壇の写真を添付し、花苗等の使用状況を理事長に報告しなければならない。

- 2 園芸用資材引換券の助成を受けた団体は、園芸用資材引換券利用報告書（第5号様式）

により、引換券の利用状況を理事長に報告しなければならない。

(助成の取消)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消すことができる。また、経費の支出を伴った場合には、支出した経費相当額の返還を求めることができる。

- (1) 申込内容が事実と反するとき。
- (2) この要綱に定める遵守事項に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき。
- (4) その他理事長が助成を不相当と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

花やぐまち助成事業実施要綱 別表（第3条）

花苗等の内容及び数量（1団体）

	花 苗	球 根	種 子	助成の上限数	
春 季	○	—	○	合計 30 ケまで	プランター30 ケ分（※1） または 花壇 6 m <sup>2</sup> 分（※2）
秋 季	○	○	○		

※1 プランター1ケあたり

花 苗	1セット（5ポット入り）
球 根	1袋（8～15個入り）
種 子	1袋

※2 花壇1m<sup>2</sup>あたり

プランター5ケ分に換算する。